

宮津市公報

令和3年9月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

—— 条 例 ——

- 22 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例 1

—— 規 則 ——

- 14 宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 1

—— 告 示 ——

- 115 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更 2
116 市道路線の供用開始 2
117 市道路線の区域変更 2
118 市道路線の供用開始 3
119 宮津市議会定例会の招集 3
120 宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 3
121 宮津市事業継続月次支援金交付要綱の一部を改正する要綱 3
122 宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱等の一部を改正する要綱 4
123 第1号訪問事業の指定事業者の指定 5

—— 訓 令 ——

- 4 宮津市消防団員等表彰規程の一部を改正する規程 5

—— 公 告 ——

- 34 令和3年度宮津市職員採用試験【前期試験】の合格者 5
35 宮津市「最先端技術を活用した歴史文化資源の発信」の公募型プロポーザルによる選定 6
36 農用地利用集積計画の縦覧 12
37 市有地（安智）売払に係る一般競争入札 12
38 条件付一般競争入札の実施（上官津浄水場改修工事（その3）） 16

—— 水 道 企 業 ——

《上下水道告示》

- 11 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 19
12 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の指定 20

—— 教 育 委 員 会 ——

《規 則》

- 7 宮津市教育委員会基本規則及び宮津市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 20

《告 示》

20 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更…………… 20
 21 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 21

———— 選挙管理委員会 ————

《告 示》

10 有権者総数の50分の1の数…………… 21
 11 有権者総数の3分の1の数…………… 21
 12 有権者総数の6分の1の数…………… 22

———— 公平委員会 ————

《規 則》

2 宮津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則等の一部を改正する規則…………… 22

———— 農業委員会 ————

《告 示》

9 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 23

条 例

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第22号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「6人」を「7人」に改める。

第4条第2項中「4人」を「5人」に改める。

第30条第1項及び第2項中「押印」を「記名押印」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第14号

宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和52年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「記名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

（宮津市消防団規則の一部改正）

第2条 宮津市消防団規則（昭和29年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（別記様式）に署名」を「を提出」に改める。

別記様式を削る。

（土地改良工事委託規則の一部改正）

第3条 土地改良工事委託規則（昭和37年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別記様式第1号による申請書」を「工事委託請負申請書」に改める。

第4条第2項中「別記様式第2号による」を削る。

第7条中「別記様式第3号による」を削る。

第8条中「別記様式第4号による」を削る。

第11条中「別記様式第5号による」を削る。

第13条の次に次の1条を加える。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、工事委託請負申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

別記様式第1号から別記様式第5号までを削る。

（宮津市農業用小型機械器具貸付規則の一部改正）

第4条 宮津市農業用小型機械器具貸付規則（昭和45年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「別記様式」を「農機具利用状況報告書」に改める。

第5条中「必要な事項は、そのつど別に市長が」を「農機具利用状況報告書の様式その他必要な

事項は、市長が別に」に改める。

別記様式を削る。

(宮津市道路占用規則の一部改正)

第 5 条 宮津市道路占用規則（昭和46年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「、当事者連署押印のうえ」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

告 示

宮津市告示第115号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第 8 条第 1 項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 8 月 6 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）

(1) 指定管理者の名称及び代表者

変更前 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 森 口 英 一

変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 宮 崎 茂 樹

(2) 変更日

令和 3 年 7 月 27 日

2 宮津市民体育館（宮津市字浜町3000番地）

(1) 指定管理者の名称及び代表者

変更前 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 森 口 英 一

変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 宮 崎 茂 樹

(2) 変更日

令和 3 年 7 月 27 日

— * * * —

宮津市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟 3 階）において、令和 3 年 8 月 10 日から令和 3 年 8 月 24 日まで縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 10 日

宮津市長 城 崎 雅 文

| 路 線 名 | 供用の開始区間 | 供用開始の期日 |
|-------|--|-----------------|
| 中 田 線 | 宮津市字里波見小字中田 1910 地先から 宮津市字里波見小字中田 1797-2 地先まで | 令和 3 年 8 月 10 日 |

— * * * —

宮津市告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟 3 階）において、令和 3 年 8 月 10 日から令和 3 年 8 月 24 日まで縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 10 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 道路の種類 市道

2 路線名、変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

| 路線名 | 道路の区域 | | | |
|-----|----------------------------------|----------------|-------------|---------|
| | 区 間 | 変 更 の 前 後 別 | 敷地幅員 (m) | 延長(m) |
| 尼ヶ谷 | (起点) 宮津市字波路小字 上町 2402-4 地先 | 前 | 2.6~6.8 | 1,040.0 |
| | (終点) 宮津市字皆原 692 地先 | 後 | 2.6~30.9 | 1,040.0 |

* * *

宮津市告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和3年8月10日から令和3年8月24日まで縦覧に供する。

令和3年8月10日

宮津市長 城崎雅文

| 路 線 名 | 供用の開始区間 | 供用開始の期日 |
|-------|---|-----------|
| 尼ヶ谷 | 宮津市字波路小字和田 56-1 地先から 宮津市字波路小字和田 699 地先まで | 令和3年8月10日 |

* * *

宮津市告示第119号

令和3年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月24日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 令和3年8月31日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第120号

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年8月27日

宮津市長 城崎雅文

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年告示第109号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和3年8月31日」を「令和3年11月30日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第121号

宮津市事業継続月次支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年8月27日

宮津市長 城崎雅文

宮津市事業継続月次支援金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市事業継続月次支援金交付要綱（令和3年告示第108号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の期間」を「、同年8月及び同年9月」に改める。

第6条見出しを「(申請期間)」に改め、同条中「交付申請期限は、令和3年9月1日」を「交付申請期間は、次のとおり」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 対象月が令和3年4月から同年6月まで 同年6月24日から同年9月1日まで
- (2) 対象月が令和3年8月 同年9月1日から同年11月1日まで
- (3) 対象月が令和3年9月 同年10月1日から同年12月1日まで

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第122号

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱等の一部を改正する要綱

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年8月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱等の一部を改正する要綱

(宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部改正)

第1条 宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱(昭和45年告示第41号)の一部を次のように改正する。

第6中「(様式第1号)」を削る。

第8中「(様式第2号)」を削る。

第9第2項中「(様式第3号)」を削る。

第10中「ほか、」の次に「申込書等の様式その他」を加える。

様式第1号から様式第3号までを削る。

(宮津市天災融資利子補給金及び損失補償金交付要綱の一部改正)

第2条 宮津市天災融資利子補給金及び損失補償金交付要綱(昭和46年告示第29号)の一部を次のように改正する。

第3中「様式第1号。」を削る。

第5中「(様式第2号)」を削る。

第6中「(様式第3号)」を削る。

第7中「(様式第4号)」を削る。

第8第1項中「(様式第5号)」を削る。

第9第3項中「(様式第6号)」を削る。

第11中「ほか、」の次に「契約書等の様式その他」を加え、「別に市長が」を「市長が別に」に改める。

(宮津市社寺等文化資料保全費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 宮津市社寺等文化資料保全費補助金交付要綱(昭和57年告示第11号)の一部を次のように改正する。

第5中「規定による補助金交付申請書(別記第1号様式)」を「規定により社寺等文化資料保全費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)」に改める。

第7を次のように改める。

(交付申請の変更等)

第7 申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに社寺等文化資料保全事業変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

第9の見出しを「(その他)」に改め、第9中「ほか」の次に「、申請書等の様式その他」を加え、第9を第10とし、第8を第9とし、第7の次に次のように加える。

(実績報告)

第8 補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により速やかに社寺等文化資料保全費補助金

事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者を次のとおり指定した。

令和3年8月31日

宮津市長 城崎雅文

- | | | |
|---|------------|------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2672100134 |
| 2 | 事業所の名称 | ヘルパーステーション 夕風の里 |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府宮津市字波路小字新町2433番地 |
| 4 | 指定申請者 | 社会福祉法人よつば会 理事長 中森 寛 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 滋賀県草津市南笠町891番地 |
| 6 | 指定年月日 | 令和3年9月1日 |
| 7 | サービス事業の種類 | 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス） |

訓 令

宮津市訓令甲第4号

庁中一般
各 かい

宮津市消防団員等表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市消防団員等表彰規程の一部を改正する規程

宮津市消防団員等表彰規程（昭和34年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別記様式」を「宮津市消防団員表彰具申書」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、宮津市消防団員表彰具申書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

別記様式を削る。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第34号

令和3年度宮津市職員採用試験【前期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和3年8月13日

宮津市長 城崎雅文

宮津市ホームページ (URL : <http://www.city.miyazu.kyoto.jp/>) からダウンロードすること。

(3) 参加意向確認書の提出

ア 提出期限：令和3年8月19日（木）午後5時必着

※提出期限後に到着した場合は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和3年8月24日（火）午後3時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前8時30分から午後5時まで。8月24日は午後3時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日から令和3年8月19日（木）（午後5時必着）まで

(2) 質疑方法：電子メールにより、4(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は、『宮津市「最先端技術を活用した歴史文化資源の発信」業務に関する質問』とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和3年8月20日（金）

(5) 回答方法：質問者及び参加意向確認書提出者に電子メールにより回答する。

6 応募書類

(1) 提出書類

下記の書類を9部（正本1部、副本8部）提出すること。

ア 参加表明書（様式1）

グループ応募については、グループ構成員表兼委任状（様式1-2）

イ 企画提案書（任意様式）

a 提案概要（コンセプト、提案の狙い、特徴等）

b 実施体制（事業実施に係る体制）

c 実施スケジュール（各事業執行スケジュール、目標達成に向けての進め方）

d その他（アピールできる強み等、その他特筆すべき事項）

ウ 価格提案書（見積書）（積算根拠が明確になるように具体的に記述すること）

エ 使用印鑑届（様式2）

オ 団体概要書（様式3）

様式3に加え、次の書類を添付すること。

(ア) 法人等であることが確認できる次のいずれかの書類

a 法人登記簿謄本（登録事項全部証明）

b 定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの

(イ) 応募資格を満たすことが確認できる書類

a 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式4）

b 所得税、法人税、消費税及び地方消費税並びに本市の市税の滞納がないことの証明書

(ウ) 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

※ (ア) a b 及び (イ) b は、いずれも申請日前3か月以内に交付されたもの。コピー可。

- (2) 企画提案書の作成方法
別紙1「業務仕様書」に記載の事項を参照し、(1)に記載の書類を作成の上、提出すること。
- (3) 提出された応募書類の取扱い
 - ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
 - イ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがある。
 - ウ 提出された応募書類は返却しない。
 - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- 7 評価方法等
 - (1) 評価基準
別紙2「評価基準」のとおり
 - (2) 評価方法
企画提案書、価格提案書及び評価基準に基づいて、宮津市文化・スポーツ振興戦略特別チームの委員で構成する選考委員会を開催し、意見（採点等）を聴取した上で評価する。
 - (3) 候補者の選定方法
 - ア 失格者を除いた者のうち、評価が最高点の者を契約の相手方の候補者として選定する。
 - イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を上位とする。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を上位とする。
 - ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。
 - (4) その他
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 価格提案書の金額が2(3)の委託上限額を超える場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- 8 選定結果の通知・公表
候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。
- 9 契約手続
 - (1) 契約交渉の相手方に選定された者と甲との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
 - (2) 契約代金の支払については、精算払とする。
 - (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- 10 その他
 - (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
 - (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
 - (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正又は再提出をすることはできない。ただし、甲から指示があった場合を除く。
 - (4) 参加表明書を提出した後、甲が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
 - (5) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
 - (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平

成4年法律第51号)に定める単位とする。

別紙1

宮津市「最先端技術を活用した歴史文化資源の発信」業務仕様書

この仕様書は、宮津市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する宮津市「最先端技術を活用した歴史文化資源の発信」業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

宮津市「最先端技術を活用した歴史文化資源の発信」業務

2 業務目的

宮津市の歴史文化を生かした観光まちづくりの実現に向け、文化財等の歴史文化資源を観光活用するための仕組みづくりを進める。その中で、歴史文化資源等を多言語で紹介する最先端技術を活用した映像を制作し、国内外の情報発信及び誘客促進を図るとともに、資源の保存・継承等に活用する。併せて、現在、本市が取り組んでいる世界遺産登録に向けた活動の一環として、天橋立の景観や歴史文化を発信し、認知度の向上を図るため、VR映像等によるプロモーション強化を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月28日まで

4 業務の内容

業務内容は、次のとおりとする。なお、制作における重要事項は、甲乙で協議を行うとともに、業務実施に当たっては関係者との連絡・調整を十分に行うこと。

(1) 映像について

制作する映像の内容は、次のとおりとする。なお、撮影は、甲乙協議の上、内容に応じて、最適な最先端技術等を活用し行うこと。

- ①宮津市内にある文化財を文化財の保存という観点、観光プロモーションにつながる観点、さらに天橋立世界遺産化プロモーションという観点から選定し、歴史文化資源としてアーカイブ保存できる映像の制作（3分～5分程度、3本程度）
- ②上記選定した文化財の素材を活用し、観光プロモーション用映像として観光客に対して魅力を訴求できる映像の制作（1分～3分程度、3本程度）
- ③上記選定した文化財の映像素材を元に、宮津市在住者へ改めて天橋立世界遺産化に向けた再認知を促すための映像を制作することで宮津市民への天橋立世界遺産化への機運を高めるための映像の制作（1分～3分程度、2本程度）

(2) 制作作業について

- ①いずれの映像も多言語化（テロップ：英語、フランス語）を行うこと。
- ②映像技術の活用やストーリー立て、構成などにより、全世代の心を動かせるような映像を制作すること。
- ③基本的に新規撮影を原則とするが、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、乙が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像等を使用する際の手続等は乙において行うこと。
- ④BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続等は乙において行うこと。
- ⑤出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続等は乙において行うこと。
- ⑥制作作業に当たるディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。また、ディレクター及び業務従事者はコンテンツを作成する上で画像や映像、音声などの専門的な知識と技能を有すること。
- ⑦画角は16：9、画質のクオリティはフルハイビジョン以上とすること。

⑧業務を遂行する上で必要な資料等は、乙において入手すること。

5 成 果 物

次の成果物を作成し、提出すること。

(1) 再生用

ブルーレイディスク及びDVD（NTSC方式） 各10枚

(2) ウェブアップロード用

mp4形式の映像データを納めたDVD 各10枚

(3) 非圧縮の映像マスターデータ

映像素材データ等の一式を納めたフラッシュメモリ等の記憶媒体 各3個

(4) その他関係資料

絵コンテ、ナレーション原稿等、映像制作に係る関係資料一式を納めたフラッシュメモリ等の記憶媒体 各3個

(5) 成果物の納品

ア 納 期 令和4年3月28日まで

イ 納品場所 宮津市 産業経済部 商工観光課 観光係

6 事業の運営方法

甲と乙による打ち合わせ会議を複数回開催するなどにより、映像の内容や広報の方法について、甲の意見を反映した上で実施すること。

7 業務完了報告

業務終了後、業務完了報告として、委託内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙（A4版）及び電子媒体で提出すること。

8 そ の 他

(1) 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、甲に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関する無期限の使用について必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は乙において負うものとする。

(2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の責任と負担により、これを処理解決するとともに、甲に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(3) 甲は本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

(4) 業務完了後に、乙の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、乙は甲と協議を行うこと。

(6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス感染していることにより、甲又は第三者が損害を受けた場合は、全て乙の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について、対応すること。

別紙2

宮津市「最先端技術を活用した歴史文化資源の発信」業務受託者選定に係る評価基準

| 評価項目 | 評 価 内 容 | | 配点 |
|------|----------|--|----|
| 全体評価 | 提案内容の的確性 | 提案内容が仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的で事業を効果的・効率的に実施できるものか。 | 5 |

| | | | | |
|----------|---------------|--|--------------|----|
| | 提案内容の実現性 | 実施方法等が具体的で、実現性があるか。 | 5 | |
| | 事業への理解・知識 | 事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。 | 5 | |
| 提案項目 | 歴史文化資源の発信に関して | 宮津市内にある文化財を文化財の保存という観点から選定し、歴史文化資源として適切に表現できる表現方法でアーカイブ保存できるものとなっているかどうか。 | 15 | |
| | | 文化財の保存としての映像と合わせて、映像素材を観光プロモーション映像の観点から編集を行い、文化財の観光資源的価値を訴求できる魅力的な内容となっているかどうか。 | 15 | |
| | | 文化財の保存としての映像と絡めて、天橋立の世界遺産登録に向けたプロモーションの観点から、天橋立のより深い理解に繋がる内容として訴求できる内容になっているかどうか。 | 15 | |
| 委員審査 小計 | | | 60 | |
| 業務実施体制 | 業務遂行体制 | 提案内容を実施できる体制（知識・経験、人員等）が確保されているか。 | 10 | |
| | スケジュール | 業務履行期間内に完了できるスケジュールであり、各行程ごとに適切な時間配分がなされているか。 | 5 | |
| | 業務実績 | 本業務を委託するにふさわしい同種・類似業務の実績があるか。 | 10 | |
| 府内企業 | 府内における業務拠点の有無 | 京都府内に本店、支店、営業所等を有するか。 | 本店がある | 5 |
| | | | 支店・営業所等がある | 3 |
| | | | なし | 0 |
| 価格 | 本事業に要する経費見積 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積額は安価か ・経費の見積額／上限価格（小数点第3位以下切り上げ） ・上限価格：4,000,000円（税込） | 0.81以下 | 10 |
| | | | 0.82以上0.87以下 | 8 |
| | | | 0.88以上0.93以下 | 6 |
| | | | 0.94以上0.99以下 | 4 |
| | | | 1 | 2 |
| 事務局審査 小計 | | | 40 | |
| 合 計 | | | 100 | |

【配点基準】

| | 15点基準 | 10点基準 | 5点基準 |
|----------|-------|-------|------|
| 極めて優れている | 15 | 10 | 5 |
| 優れている | 12 | 8 | 4 |
| 普通 | 9 | 6 | 3 |
| やや劣る | 6 | 4 | 2 |
| 劣る | 3 | 2 | 1 |

* * *

宮津市公告第36号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用集積計画（令和3年8月12日付け官農委第33号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年8月20日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和3年8月20日

至 令和3年9月3日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第37号

市有地（安智）売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和3年8月20日

宮津市長 城崎雅文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

| 所在 | 地番 | 種類 | 面積 |
|--------|--------|----|---------|
| 宮津市字安智 | 2454番3 | 宅地 | 202.84㎡ |

(2) 予定価格 4,000,000円

※上記土地の地盤補強費相当額を減額している。

(3) 売払に関する条件

ア 上記土地に定着する構造物、埋設物等一切のものを売り払い、所有権移転時に現状有姿での引渡しとする。

イ 用途指定はない。ただし、落札者が売払物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。

ウ 売払物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

エ 別紙「物件調書」をよく確認すること。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(7)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 宮津市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者

イ 宮津市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者

ウ 落札者が宮津市との契約を締結すること、又は宮津市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による、宮津市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者

オ 正当な理由がなく、宮津市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の

履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。
- (6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。
- (7) 法人又はその代表者（個人にあっては当該個人）が次に掲げる税を滞納していない者
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税

3 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをする。

- (1) 受付期間 令和3年9月17日（金）から令和3年9月24日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付場所 宮津市企画財政部財政課資産活用係
- (3) 提出書類
 - ア 入札参加申込書（入札参加証）※受付印が押印されたものを入札参加証とする。
 - イ 誓約書
 - ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市企画財政部財政課資産活用係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができない。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年9月28日（火）午前10時開始
受付を午前9時30分から午前9時50分までに行うこと。
- (2) 場 所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室

5 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、落札者が本契約を締結したときに、金額を契約保証金に充当するものとする。
- (4) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本実施要項2各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しない。
- (5) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書（入札参加証）※受付印があるもの
- (2) 入札保証金（入札金額の100分の5以上の額（円未満切上げ））
- (3) 印鑑 個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。
- (4) 委任状（代理人が入札する場合のみ）
委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。
入札申込者本人の印鑑登録証明書（本入札日前3か月以内に発行されたもの）を添付すること。
- (5) 筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

7 入札の方法

- (1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行う。
 - (2) 入札の受付は、午前9時30分から午前9時50分までとする。
 - (3) 入札会場に入室できる者は、2名までとする。
 - (4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければならない。
 - (5) 入札書は、宮津市指定の入札用紙を使用すること。
 - (6) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印すること。
 - (7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「〒」記号を記入すること。
 - (8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。
 - (9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。（特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とするものであること。）
 - (10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出すること。
- 8 開札
開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。
- 9 落札者の決定
- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、宮津市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。
- 10 入札結果の公表
開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとする。
- 11 入札の変更等
- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。
 - (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。
 - (3) 入札書の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札
ウ 所定の入札書によらない入札
エ 入札保証金を預けていない者の入札
オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
カ 予定価格を下回る額の入札
キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
コ 入札金額を訂正した入札
サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札

- シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- セ 本入札要項に違反した入札

12 契約の締結

- (1) 宮津市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から7日以内に、宮津市企画財政部財政課において、別添「土地売買契約書」により契約を締結するものとする。
- (2) 売買代金の支払日については、前号の売買契約締結後、宮津市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とする。
- (3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに宮津市に納付しなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当するものとする。

13 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額（円未満切上げ）とする。
- (2) 契約保証金は、契約保証金を控除した売買代金を完納したときに売買代金の一部に充当するものとする。
- (3) 落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものとする。
- (4) 契約保証金には、利子は付与しない。

14 所有権の移転時期

- (1) 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとする。
- (2) 落札物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 所有権移転登記は、前号の引渡し後、速やかに宮津市が囑託により行う。なお、これに要する費用は全て落札者の負担とする。

15 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、宮津市はさらにその超える額相当分の請求をすることがある。

16 危険負担

落札者は、面積その他の事項について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することができない。

17 契約不適合責任

- (1) この契約の締結後に、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
- (2) 買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合には、前号の規定にかかわらず、買受人は修補によってのみ履行の追完を請求することができる。ただし、予定価格から地盤補強費相当額を控除しているため、地盤補強に関して、契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

18 契約上の特約

- (1) 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有者を第三者に移転し、若しくは

売買物件を第三者に貸してはならない。

- (2) 落札者は、売買物件を第三者に所有権を移転し、又は権利（抵当権を除く。）を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

19 違約金

落札者は、本実施要項18に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として宮津市に支払わなければならない。

20 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

21 公租公課等

落札物件の売買契約作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とする。

22 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければならない。

23 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによる。

24 日程

| | |
|------------|---------------------------|
| 募集要項の配布 | 令和3年8月20日（金）～令和3年9月24日（金） |
| 現地見学 | 令和3年9月6日（月）～令和3年9月10日（金） |
| 申込書類の受付期間 | 令和3年9月17日（金）～令和3年9月24日（金） |
| 入札実施 | 令和3年9月28日（火） |
| 土地売買契約の締結 | 令和3年9月下旬～令和3年10月上旬 |
| 土地売買代金納入 | 令和3年10月上旬～令和3年10月中旬 |
| 土地所有権移転等登記 | 令和3年10月中旬～令和3年10月下旬 |

25 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1
宮津市企画財政部財政課資産活用係
電話 0772-45-1611

* * *

宮津市公告第38号

条件付一般競争入札の実施について

上官津浄水場改修工事（その3）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月30日

宮津市長 城崎雅文

本入札は、郵便入札によって実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 上官津浄水場改修工事（その3）
- (2) 工事番号 官水繰2第4号
- (3) 工事場所 宮津市字 小田 地内
- (4) 工事概要 急速攪拌機設備 1式
沈殿池気圧式排泥設備 1式
場内配管設備 1式
電気計装設備 1式
- (5) 工事期間 契約日の翌日から令和4年3月31日まで

- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
担当部署 宮津市企画財政部財政課（資産活用係）
宮津市役所本館3階
郵便番号 626-8501
所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話番号 0772-45-1611
FAX番号 0772-25-1691
E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp
- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可
 - (2) 許可業種 機械器具設置工事
 - (3) 許可区分 特定建設業許可
 - (4) 総合評定値 800点以上
(機械器具設置工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P)
 - (1) 営業所所在地 日本国内に主たる営業所を置く者
 - (2) 施工実績 過去10年間に元請負又は一次下請けで凝集沈殿池に気圧式排泥装置の製造、組立、据付の実績があること。
 - (3) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」及び「水道施設工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
 - (4) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
 - (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し
 - イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
 - ウ 営業所一覧表
 - エ 工事の施工実績調書（別記様式2）
3に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。
 - オ 配置予定技術者調書（別記様式3）
3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。
また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。
技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。
この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
 - カ 確認資料
次に掲げる書類を提出すること。
 - (ア) エの工事の施工実績及びオの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し
 - (イ) オの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し
- 5 入札手続等
 - (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間
令和3年8月30日（月）から令和3年9月8日（水）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）
※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。
 - (2) 設計図書等の閲覧期間

令和 3 年 8 月 30 日（月）から令和 3 年 9 月 14 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

閲覧場所 2 に示す担当部署に同じ

※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和 3 年 8 月 31 日（火）から令和 3 年 9 月 8 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

ただし、提出方法は郵送とし、令和 3 年 9 月 8 日（水）の午後 4 時までに 2 に示す担当部署へ必着すること。

(4) 質問の受付

設計図書等に関する質問

令和 3 年 9 月 14 日（火）まで

ただし、郵送の場合は令和 3 年 9 月 14 日（火）の午後 4 時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書等に関する回答

令和 3 年 9 月 16 日（木）に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札書の提出方法

ア 入札参加者は、入札書とその内訳を記載した工事内訳書を 2 に示す担当部署へ提出期限までに到達するよう送付しなければならない。

イ 入札書を送付するときは、封筒の表側に「入札書在中」と明示するとともに、工事名、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載して、封印するものとする。

ウ 入札書を封印した封筒と工事内訳書は、送付用の封筒に入れて一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付するものとする。宛名は 2 に示す担当部署とし、表側に「入札書在中」と明示するとともに、工事名、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載するものとする。

(7) 入札書の提出期限

令和 3 年 9 月 24 日（金）の午後 4 時までに必着とする。

(8) 入札日時及び場所

令和 3 年 9 月 27 日（月）午前 10 時

宮津市役所本館南棟 1 階第 2 会議室

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3 の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、郵便入札によって行い、執行回数は 3 回以内とする。

(2) 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書の送付先及び提出期限その他必要事項を別途通知する。

(3) 入札金額は「千円止め」とする。

(4) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

- オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
- カ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。
- キ 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。
- ク 入札書が提出期限までに到達しなかったとき。
- ケ 持参、普通郵便等の5の(6)に示す提出方法によらない方法で入札書が提出されたとき。
- コ その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、112,409,000円（消費税含む。）とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

12 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

13 その他

- (1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。
- (2) その他については、宮津市財務規則、「条件付一般競争入札実施要領」、「宮津市郵便入札実施要領」及び「郵便入札に関する注意事項」の規定に示すとおりとする。
※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

水道企業

《告示》

宮津市上下水道告示第11号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和3年8月20日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第S21146号

- (1) 名 称 有限会社三洋工業
- (2) 所在地 京都市左京区岩倉花園町247番地1
- (3) 代表者 代表取締役 藤田洋光
- (4) 指定年月日 令和3年8月20日

(5) 指定の有効期限 令和 8 年 8 月 19 日

————— * * * —————

宮津市上下水道告示第12号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和 2 年水管規程第 3 号）第16条の規定により告示する。

令和 3 年 8 月 20 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第142号

- (1) 名 称 有限会社三洋工業
- (2) 所 在 地 京都市左京区岩倉花園町247番地 1
- (3) 代 表 者 代表取締役 藤 田 洋 光
- (4) 指定期間 令和 3 年 8 月 20 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

教 育 委 員 会

《規 則》

宮津市教育委員会基本規則及び宮津市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 7 号

宮津市教育委員会基本規則及び宮津市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

（宮津市教育委員会基本規則の一部改正）

第 1 条 宮津市教育委員会基本規則（昭和31年教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「、住所、氏名、職業及び年齢」を「、当該者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）」に、「、各自署名捺印の上」を、「、署名又は記名押印の上」に改め、同条第 2 項を削る。

（宮津市文化財保護条例施行規則の一部改正）

第 2 条 宮津市文化財保護条例施行規則（昭和59年教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・23条」を削る。

第22条を次のように改める。

（その他）

第 2 2 条 この規則に定めるもののほか、指定書等の様式その他必要な事項は、教育長が別に定める。

第23条を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

《告 示》

宮津市教育委員会告示第20号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第 4 号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第 8 条第 1 項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和3年8月6日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

1 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀2164番地）

(1) 指定管理者の名称及び代表者名

変更前 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 森 口 英 一

変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 宮 崎 茂 樹

(2) 変更日

令和3年7月27日

2 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164番地）

(1) 指定管理者の名称及び代表者名

変更前 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 森 口 英 一

変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 宮 崎 茂 樹

(2) 変更日

令和3年7月27日

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第21号

令和3年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月20日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

1 日 時 令和3年8月24日（火）午前9時00分

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第10号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年9月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田 良二

300人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第11号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年9月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田 良二

4,991人

— * * * —

宮津市選挙管理委員会告示第12号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年9月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

2, 4 9 6 人

公平委員会

《規 則》

宮津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則等を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

宮津市公平委員会
委員長 小 谷 淳 一

宮津市公平委員会規則第2号

宮津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則等の一部を改正する規則

(宮津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第1条 宮津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年公平委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「記名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和39年公平委規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項、第18条第2項及び第38条第2項中「記名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第3条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和39年公平委規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「記名押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第6条第2項中「、別紙(様式第2号)による。」を「、措置要求取下申出書によるものとする。」に改める。

第7条第2項中「、別紙(様式第3号)による。」を「、措置要求事案解決(消滅)届によるものとする。」に改める。

第10条中「ほか、」の次に「要求書等の様式その他」を加える。

別紙(様式第1号)から別紙(様式第3号)までを削る。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和3年8月6日

宮津市農業委員会

会 長 関 野 掲 司

- 1 日 時 令和3年8月12日（木） 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市中央公民館（みやづ歴史の館） 3階 大会議室
- 3 議 題
 - 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - 議案第27号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第28号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について
 - 議案第29号 換地計画に係る同意について